

議案第 4 5 号

さいたま市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 3 年 2 月 1 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市生活環境の保全に関する条例（平成 2 0 年さいたま市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（計画の策定等）</p> <p>第 2 3 条 市長は、公共用水域（水質汚濁防止法（昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号）第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。以下この節及び第 5 章において同じ。）への負荷の低減（公共用水域に排出される水の水質の改善及び公共用水域の水量の確保をいう。以下この節において同じ。）に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、市、事業者及び市民が公共用水域への負荷の低減に主体的に取り組むための措置又は行動に関する計画を定めるとともに、生活排水（同法第 2 条第 9 項に規定する生活排水をいう。）の水質の改善、資源としての水の有効利用その他の公共用水域への負荷の低減を図るための施策を事業者及び市民と連携して推進するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第 3 6 条 この節及び第 7 節並びに第 8 章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 特定事業場 水質汚濁防止法第 2 条第 6 項に規定する特定事業場をいう。</p> <p>(7)～(11) [略]</p>	<p style="text-align: center;">（計画の策定等）</p> <p>第 2 3 条 市長は、公共用水域（水質汚濁防止法（昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号）第 2 条第 1 項に規定する公共用水域をいう。以下この節及び第 5 章において同じ。）への負荷の低減（公共用水域に排出される水の水質の改善及び公共用水域の水量の確保をいう。以下この節において同じ。）に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、市、事業者及び市民が公共用水域への負荷の低減に主体的に取り組むための措置又は行動に関する計画を定めるとともに、生活排水（同法第 2 条第 8 項に規定する生活排水をいう。）の水質の改善、資源としての水の有効利用その他の公共用水域への負荷の低減を図るための施策を事業者及び市民と連携して推進するものとする。</p> <p style="text-align: center;">（定義）</p> <p>第 3 6 条 この節及び第 7 節並びに第 8 章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 特定事業場 水質汚濁防止法第 2 条第 5 項に規定する特定事業場をいう。</p> <p>(7)～(11) [略]</p>

(ばい煙、粉じん及び汚水等に係る指定施設並びに指定土木建設作業に係る改善命令等)

第48条 市長は、指定施設(ばい煙に係るものに限る。)において発生するばい煙を大気中に排出する者が、規制基準(ばい煙の量又は濃度に係るものに限る。)に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがあると認めるとき若しくは規制基準(ばい煙の量又は濃度に係るものを除く。)を遵守していないと認めるとき、指定施設(粉じんに係るものに限る。)を設置している者が規制基準を遵守していないと認めるとき又は指定施設(汚水等に係るものに限る。)を設置している工場若しくは事業場から排出水を排出する者若しくは指定土木建設作業を行っている者が規制基準を遵守しないおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて公害防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該指定施設の使用、当該指定土木建設作業若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

2 [略]

(ばい煙量等の測定等)

第58条 次に掲げる指定施設等からばい煙、気化した炭化水素類、有害大気汚染物質又は排出水(以下この条において「ばい煙等」という。)を排出する者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙等の量、濃度又は汚染状態を測定し、又は算定し、その結果を記録し、これを保存しておかなければならない。

(1)~(5) [略]

第131条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第40条第1項(炭化水素類又は粉じんに係るものに限る。)、第2項若しくは第3項、第41条第1項、第42条第1項(炭化水素類又は粉じんに係るものに限る。)又は第89条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第45条第1項の規定に違反した者
- (3) 第58条(ばい煙(規則で定める物質を除く。))又は排出水に係るものに限る。)の規定に違反して、記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者

(ばい煙、粉じん及び汚水等に係る指定施設並びに指定土木建設作業に係る改善命令等)

第48条 市長は、指定施設(ばい煙に係るものに限る。)において発生するばい煙を大気中に排出する者が、規制基準(ばい煙の量又は濃度に係るものに限る。)に適合しないばい煙を継続して排出するおそれがある場合においてその継続的な排出により人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずると認めるとき若しくは規制基準(ばい煙の量又は濃度に係るものを除く。)を遵守していないと認めるとき、指定施設(粉じんに係るものに限る。)を設置している者が規制基準を遵守していないと認めるとき又は指定施設(汚水等に係るものに限る。)を設置している工場若しくは事業場から排出水を排出する者若しくは指定土木建設作業を行っている者が規制基準を遵守しないおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて公害防止の方法の改善等必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該指定施設の使用、当該指定土木建設作業若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができる。

2 [略]

(ばい煙量等の測定等)

第58条 次に掲げる指定施設等からばい煙、気化した炭化水素類、有害大気汚染物質又は排出水(以下この条において「ばい煙等」という。)を排出する者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙等の量、濃度又は汚染状態を測定し、又は算定し、その結果を記録しておかなければならない。

(1)~(5) [略]

第131条 第40条第2項若しくは第3項又は第89条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30万円以下の罰金に処する。

第132条 次の各号のいずれかに該当する者は、
20万円以下の罰金に処する。

- (1) [略]
- (2) [略]

第133条 次の各号のいずれかに該当する者は、
10万円以下の罰金に処する。

- (1) [略]
- (2) 第93条、第114条第1項又は第116条
第1項の規定に違反した者
- (3) [略]

第132条 次の各号のいずれかに該当する者は、
20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第40条第1項（炭化水素類又は粉じんに係
るものに限る。）、第41条第1項又は第42
条第1項（炭化水素類又は粉じんに係るもの
に限る。）の規定による届出をせず、又は虚偽の
届出をした者
- (2) 第45条第1項（ばい煙又は汚水等に係るも
のに限る。）の規定に違反した者
- (3) [略]
- (4) [略]

第133条 次の各号のいずれかに該当する者は、
10万円以下の罰金に処する。

- (1) [略]
- (2) 第45条第1項（炭化水素類に係るものに
限る。）、第93条、第114条第1項又は第1
16条第1項の規定に違反した者
- (3) [略]

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。ただし、第23条及び第36条第6号の改正は大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成22年法律第31号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、第131条第3号の改正は平成24年4月1日から施行する。